

# 定期報告書等の提出に関するお願ひ

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法に基づき、毎年2月1日時点の家畜の飼養頭羽数や衛生管理の状況等を報告することが義務付けられています。

県内の飼養状況等を速やかに把握し、家畜防疫対応、畜産振興施策に活用するため、報告期限を下記の通り設定しております。ご協力をよろしくお願ひします。

報告期限	令和8年2月28日(土)
報告対象	以下の家畜を1頭(羽)以上飼養している方 牛、水牛、馬、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう、エミュー

報告様式は滋賀県家畜保健衛生所のホームページ、  
二次元バーコードを参照ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kachikueisei/seisan/info/308982.html>

※様式中の「経営体ID」および「農場ID」については、  
空欄のまま提出していただくようお願いします。



提出は、様式にご記入の上、当所まで  
郵送、FAX、e-mailにてご提出ください。

詳しくは  
こちら

ご不明点は家畜保健衛生所までお問い合わせください。

( 本 所 ) 近江八幡市西本郷町226-1 TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821	(北西部支所) 高島市今津町弘川249-1 TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681
Email:ge37@pref.shiga.lg.jp	